

第34次地方制度調査会 第3回専門小委員会 長野県資料

令和8年3月30日

- 1 各行政事務の執行における県・市町村が抱える課題
(介護・道路・上下水道分野を中心に)
- 2 事務処理を持続可能なものとするための
県・市町村の取組
- 3 国と地方の間の構造的問題 ～権限と責任の観点から～
- 4 参考資料 (各分野の課題の詳細等)

- 1 各行政事務の執行における県・市町村が抱える課題
(介護・道路・上下水道分野を中心に)
- 2 事務処理を持続可能なものとするための
県・市町村の取組
- 3 国と地方の間の構造的問題 ～権限と責任の観点から～
- 4 参考資料 (各分野の課題の詳細等)

県・市町村が抱える課題全般（人材の不足）



市町村では各事業を推進する人材が不足 （専門的人材は県においても不足）

= **各事業を市町村が単独直営で行うことが困難な時代
に突入**

- **人口減少下における、効率的な事業の推進が必要**
（DXやAIの活用による生産性の向上、スケールメリットを活かす
広域化の推進）
- **ナショナルスタンダードな取組に係る国の積極的な関与
も必要**



ナショナルスタンダードとして持続可能な 介護保険制度であり続けるための取組が必要

課題

- どういう給付が受けられるのか、
どういった保険料なのかは、全国
どこでも平等であるべきではな
いか
- 小規模町村では介護保険料
の上昇が懸念
- 賃金水準の低さによる介護職
からの敬遠（経済動向の賃金反映
への遅さも）

国への提案

- ✓ 国の責任において**確保すべき
サービス水準・適正な保険者規
模**（広域化など）の**明確化**
- ✓ **税と保険料、国と地方の負担
割合の検討**（サービス水準確保のた
めの国の財政負担の検討）
- ✓ **人材確保に向けた人件費の随
時改定**（例えば人勧連動等）



人口減少・国土強靱化に対応した 国と県の「適切な役割分担」の再構築が必要

課題

- 社会構造の変化
（人口減少）
- 激甚化・頻発化する
自然災害
- インフラの老朽化

国への提案

- ✓国が主体的に担うべき道路
を明確化し、指定区間編入
（国直轄化）を積極的に
推進



生活インフラとして持続可能な制度設計を含めた あり方の議論が必要

課題

- 公営企業による独立採算制の限界
- 施設の最適配置に向けて補助事業で整備した施設の有効活用

国への提案

- ✓ **基本的制度設計の見直し**
- ✓ **財産処分に関する弾力的な運用**（廃止施設等にかかる
手続簡略化、国費返還の免除）

- 1 各行政事務の執行における県・市町村が抱える課題
(介護・道路・上下水道分野を中心に)
- 2 事務処理を持続可能なものとするための
県・市町村の取組
- 3 国と地方の間の構造的問題 ～権限と責任の観点から～
- 4 参考資料 (各分野の課題の詳細等)



県と市町村のあり方や市町村に影響を与える県の施策等を市町村と協議

県と市町村との協議の場の開催（H23.6より開始）

防災

- ✓ 実務者検討会を設置し、災害時の支援体制について検討
⇒「長野県合同災害支援チーム」による被災地支援体制を構築
H28熊本地震、R6能登半島地震等へ職員派遣、物資運搬

子育て

- ✓ 「長野県子育て支援戦略」改定のため、県と市町村の実務担当者合同チームを設置、以降も継続的に意見交換

市町村の行政体制

- ✓ 県・市町村で「専門職員の確保プロジェクトチーム」を設置し、保健師・保育士の共同確保について実務レベルで議論
⇒ R7.4 保健師確保に苦慮する市町村に県保健師を自治法派遣

（参考）県と市町村との協議の場

県と市町村の在り方や市町村に影響を及ぼす県の施策の企画・立案等について、知事と市長会及び町村会の代表者が協議を行うもの。

H23.6から開始し、これまでに計30回開催

持続可能な行政体制の構築に向け県・市町村の役割分担等を継続的に議論



「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」の設置（R8.1より始動）

全県的に連携・補完を検討

行政体制のあり方や 県・市町村の役割分担 等の議論

「県・市町村の行政体制 最適化推進PT(仮称)」

- ✓ 行政体制のあり方を継続的に研究・協議
- ✓ WG未設置の分野や新たな課題を研究し、必要に応じWGを追加設置
- ✓ 消防・水道・生物多様性等の既存の枠組みの議論を促す

- ◆ 行政体制の課題は多岐にわたるが、先ず優先的・重点的に検討する分野についてWG等を設置するもの
- ◆ 上記PTも活用し、優先順位を付けて順次議論

土木職員の確保・インフラ老朽化への対応

「公共インフラWG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 効率的な管理体制構築のための共同アウトソーシング、群マネ(※)
- ✓ 人材育成のための県建設事務所での短期研修(事務・技術)受入
- ✓ インフラDX(インフラの管理・運用へのデジタル技術の導入)

※ 群マネ:「地域インフラ群再生戦略マネジメント」

保健事業の効率的な運営

「保健事業WG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 効率的な保健事業の実施のための複数市町村による事業実施 等

法制執務等の専門的事務への対応

「専門的事務連携WG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 専門事務のサポート体制の整備や研修機会の提供
- ✓ 市町村事務におけるAI活用実証の実施や共同導入の検討 等

DX推進体制の強化

「先端技術活用推進協議会」(既存)

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ デジタル人材支援、情報システム共同調達 の拡充 等



中心市がない地域における県と市町村における連携・協働体制を構築

木曽広域連合への長野県の参画 (R8.4)

- ✓ 本県では市町村と連携・協働し、観光・交通等の分野で、持続可能な行政体制の構築に向けた取組を推進中

- 木曽地域は長野県内で唯一中心市がなく、国の連携支援制度が活用ができない。
- 将来推計による人口減少の割合が県内広域圏で最大



人口 24,354人
面積 1,546.15km²
(面積は香川県に匹敵)
令和6年1月1日現在

効率的な行政体制を構築すべく、
**県が広域連合に参画 (R 8.4) し、連携強化。
業務を移管し、効率的な体制を構築**

移管する主な業務内容

- 観光 (広域観光) に関すること
- 交通政策に関すること

参画の体制・支援など

- 県及び県議会が運営に参画
- 人材や負担金等で運営を支援

- 1 各行政事務の執行における県・市町村が抱える課題
(介護・道路・上下水道分野を中心に)
- 2 事務処理を持続可能なものとするための
県・市町村の取組
- 3 国と地方の間の構造的問題 ～権限と責任の観点から～
- 4 参考資料 (各分野の課題の詳細等)

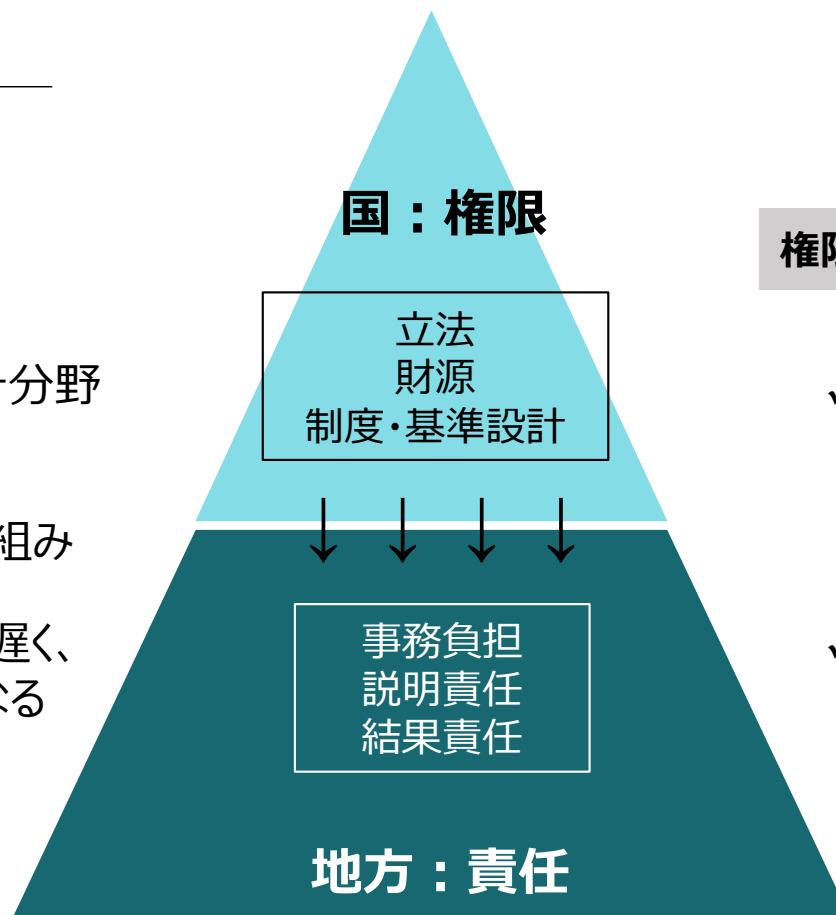
1 国と地方の間の構造



政府間関係の構造

多層的協力構造

- ✓ 国と地方が重層的に同一分野で協力
- ➡ 安定期には適応的な仕組み
- ➡ 変革期には意思決定が遅く、責任の所在が曖昧になる



構造の問題点

権限と責任の不一致

- ✓ 財源や制度設計など国に大きな権限がある一方、事務負担や住民への説明、政策の結果などの責任は地方側が負う
- ✓ 行政の透明性や民主的統制が損なわれるほか、政策の遅れや住民不満の増加などの課題を生じやすい

- ◆ 現在の構造はドラスティックな変革期にある現代社会には不適切ではないか
- ◆ 本来「権限」と「責任」は同一主体に帰すべきものではないか

例1) 子ども医療費助成制度



(水色)
医療機関・薬局の窓口で**あじさい色の受給者証**を提示すると、
窓口での支払いが一定額(500円、300円、0円)となります。

※受給者証は受診時に毎回提示してください。

医療機関	福祉医療費受給者証
受給者氏名	
生年月日	
性別	
住所	
市区町村	
入院	12歳未満の上級 行
通院	12歳未満の上級 行
就学前	12歳未満の上級 行
9歳年度末	12歳未満の上級 行
12歳年度末	
15歳年度末	
18歳年度末	
その他	

福祉医療制度の持続的な運営に必要なため、こちらに記載された一定額を受給者の方にもご負担いただいております。皆様のご理解をお願いいたします。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

- 国や県の他の医療費制度の受給者証をお持ちの方は、福祉医療費受給者証と一緒に提示してください。
- 学校や保育園等でのケガ・病気については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる場合がありますので、学校等にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市町村の福祉医療担当窓口までお問い合わせください。

長野県 健康福祉部 健康福祉政策課



別紙1

子ども医療費に対する助成の実施状況

(令和6年4月1日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位:都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	0	0
5歳未満	1	0
就学前	18	14
9歳年度末	4	1
12歳年度末	4	4
15歳年度末	8	15
18歳年度末	11	12
その他(※)	1	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	24	25
所得制限あり	22	21
その他(※)	1	1

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	10	13
自己負担あり	36	33
その他(※)	1	1

(※)交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
交付金の規模は12歳年度末までに相当。

◎都道府県別の詳細は別紙2参照

出典:子ども家庭庁HP(抜粋)

課題

- ✓ 各自治体の財政的な負担が大きく、地方自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じている
- ✓ 限られたパイを地方が奪い合うゼロサムゲーム化

→国の責任、財源による全国的制度が必要

例2) 間接補助金



地方公共団体が国の政策目的を達成するための単なる手足となる側面がある。

現場で起きていること

	制度設定 運用ルール	交付事務 審査	不正 誤り対応	返還対応	苦情窓口
国	決定	指示	責任回避的	指示	設置なし
地方	従う	事務負担	責任負担	不正確認 財源負担	設置 対応

権限と責任
が不一致

→ 権限と責任が不公平

※ ただし「議会説明がしやすい」「住民負担が減る(ない)」などの便利さがあり、地方はその便利さに身を委ねてきた側面もある

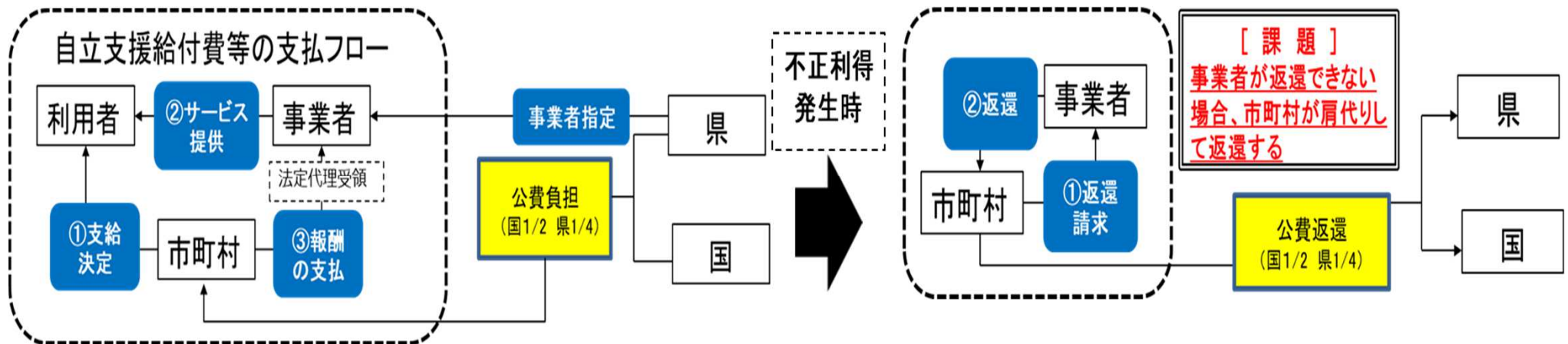
例2) 間接補助金



現場で起きていること

Ex) 障がい者自立支援給付費の不正受給

- ✓ サービス事業者の不正によるサービス給付費の返還金が生じた場合、市町村が関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず一般財源により返還せざるをえなくなる。（自治体の事情は考慮されず一方的に返還義務が生じている）



→ 権限と責任が不公平

例3) 従うべき基準



従うべき基準とは

地方が実施する事業に対して国が定めている基準（3類型のうちの1つ）

従うべき基準

>

標準基準

>

参酌基準

※地方の裁量を最も強く制約

具体例

- **保育所の設置基準** (※1)
 - ・職員配置数（0歳児3人に保育士1人など）
 - ・施設面積（1人当たり〇㎡以上）
- **介護・福祉施設の人員配置基準**
 - ・介護職員や生活支援員の配置数
 - ・管理者や専門職の資格要件
- **義務教育分野** (※2)
 - ・学級定数（1学級〇人）
 - ・教員配置数

課題

- ✓ **地域の実情に応じた行政サービスの提供ができない**
 - Ex) 信州やまほいく【長野県】
自然体験を通じて自ら学び成長しようとする力を育む
→ 認可外保育になってしまう
- ✓ **一定の資格職員の配置が定められている施設は人員確保ができずサービスそのものが提供できないケースも**
- ✓ **条例により基準を定めるよう義務付けられているものも存在**

→ 責任が転嫁されている

（条例化により責任は地方が負うにもかかわらず、県民の代表である県議会により定められる条例の内容を国がコントロール）



「信州やまほいく」取組の様子

※1 順次見直しが進んでいる

※2 形式上は「従うべき基準」から外れているものの、財源面で国の基準に強く拘束されている

2 国と地方の役割分担等の「改革の必要性」



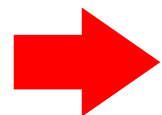
(1) 政策の実効性低下

- 責任と権限の不一致は、迅速な対応が困難となり、責任回避的な意思決定や調整の長期化などに陥りやすく、特に危機対応においては致命的。
- 権限と財源が一致しないと、財政責任の所在が不明確になり、財政の持続可能性評価が困難に。
- 権限はあるが責任がない（国）と、モラルハザードが発生しやすく、財政規律や実現可能性への配慮が弱まる、リスクを他者に転化しやすい。
- 責任はあるが権限がない（地方）と、改善余地があっても制度変更には動かない（動けない）、また、失敗を避けるために前例踏襲主義・形式的基準遵守になりやすい。その結果、主体性が欠如し、責任回避の文化や依存体質が定着する。



(2) 民主主義の弱体化

- 誰が決めて、責任を取るのかが不明確だと、民主主義の参加意欲の低下や政治不信につながる。
(選挙で候補者が語ることは、真に当選後の権限を踏まえたものになっているか?)



権限と責任を一致させることにより、政策の実効性と民主主義の質を高めるため、国と地方（都道府県・市町村）の役割分担等を改革することが必要

3 国と地方の役割分担等の「改革の方向性」



(1) 改革の方向性 (総論)

時代の大変革期にあたり、我が国の経済力を高め、安定した国民福祉を実現するとともに、世界に貢献できる国としていくためには、何よりも「国・地方を通じた行政の政策の推進力・実現力を高める」ことが重要。

そのためには、

- ◆ 国と都道府県、市町村の役割の再定義と、相互の目標・方針の共有
- ◆ 国と地方の公務員が志とやりがいを持てる役割と責任の最適化

が必要

地方自治法第1条の2第2項の規定を念頭に置き、今回掲げた事例も踏まえると、具体的には、次のような改革が必要であると考える。(単なる地方分権改革ではない)

3 国と地方の役割分担等の「改革の方向性」



(1) 改革の具体的な方向性

- ① 子ども医療費のように、**「ナショナルスタンダード」**とも言える施策・事業については、国の責任において実施することが必要ではないか。（何をナショナルスタンダードとして位置付けるかについて、国民的議論と国・地方の協議が重要）

※（参考）「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（文部科学省、総務省、財務省）

- ② **「日本全体に関わる国家的プロジェクト」**や、**「複数都道府県にまたがる社会インフラ（道路、河川、鉄道など）」**等については、国が責任を持って推進する必要があるのではないか。

※ 地域未来戦略の戦略産業クラスターを国主導を進めることを歓迎。

3 国と地方の役割分担等の「改革の方向性」



- ③ 地方公共団体を通じた間接補助事業については、**「国と地方の役割と責任をより対等に」**する必要があるのではないか。（補助制度立案に当たっての国・地方協議の実施や補助金適正化法の公平な運用など）
-
- ④ **「個別補助金は可能な限り包括化」**し、地方の政策手段を縛らないようにすることが必要ではないか。（地方は情報公開を強化し、国は地方の政策を評価することとしてはどうか）

3 国と地方の役割分担等の「改革の方向性」



- ⑤ 地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、**「法令の過剰過密を改める」**とともに、**「従うべき基準はなくす」**ことが必要ではないか。（全国統一基準が必要であれば法令で書き切ること）
-
- ⑥ 国と地方の協議の場の実質化や、省庁ごとの国と地方の協議の場の開催など、政策の設計段階から国と地方で共同作業を行い、政策を共同で決定するなど、**「国・地方が一体で成果を上げられるような仕組み」**が必要ではないか。（方向性を共有し、責任を引き受けあう）



- ◆ 地方公共団体としても、自らの権限と責任による大胆な制度の策定や地域にあった施策の実施により一層取り組む覚悟が必要。
- ◆ 第34次地方制度調査会の今後の議論に期待。また、国と地方の本音での協議が必要。

ご清聴ありがとうございました



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

- 1 各行政事務の執行における県・市町村が抱える課題
(介護・道路・上下水道分野を中心に)
- 2 事務処理を持続可能なものとするための
県・市町村の取組
- 3 国と地方の間の構造的問題 ～権限と責任の観点から～
- 4 参考資料 (各分野の課題の詳細等)

ナショナルスタンダードとして持続可能な介護保険制度であり続けるための取組が必要



課題

<ナショナルスタンダードとしての介護保険制度>

- どういう給付が受けられるのか、どういった保険料なのかは、全国どこでも平等であるべきではないか
- 特に小規模町村では、サービスを維持するためにかかる介護保険料のさらなる上昇が懸念
- 介護報酬は増額改定すべきだが、保険料の増や利用者負担額の増を市町村が調整することは困難

<介護人材の確保・定着>

- そもそも、全産業平均と比べ、賃金水準が低い
- 報酬改定も3年に1回で、経済動向の賃金反映も周回遅れ
- 結果として、職業選択において敬遠

国への提案

- ✓ ナショナルスタンダードとして必要な保険料とサービス水準の明確化（あるいは再定義）が必要（国において、介護保険制度を持続可能なものとするための制度改正を検討していることは評価）
- ✓ その上で、最適な保険者単位（広域化の規模）や、税と保険料の負担割合（国における財政負担のあり方）の検討が必要
- ✓ 財政力の高い大都市における独自財源による介護人材確保施策によって、サービス水準に地域間格差が出ていることは、是正が必要
- ✓ 介護報酬のうち人件費に係る部分は、人事院勧告に連動させるなど随時の改定も必要

人口減少・国土強靱化に対応した国と県の「適切な役割分担」の再構築が必要



課題

① 社会構造の変化（人口減少）

- 人口減少社会においては、「コンパクト＋ネットワーク＋レジリエンス」の考え方が不可欠
- 地域の持続性を確保するためには、重要拠点を実際に
つなぐ道路ネットワークの機能強化が必要

② 激甚化・頻発化する自然災害

- 近年、豪雨・大雪災害等により道路寸断リスクが高まっている
- 国土全体として、“災害に強い道路ネットワーク”の構築が不可欠

③ インフラの老朽化

- 地域インフラについては、県が主体となり市町村と連携して「群マネ」による効率的な管理を推進
- しかし、県の人材・財源には限界があり、市町村支援についても余力が乏しくなっている

**国土を形成する道路ネットワークについては、
国と県の「適切な役割分担」の再構築が必要**

国への提案

国が主体的に担うべき道路の明確化

- ✓ 高速道路とダブルネットワークを形成する一般国道、国際競争力強化のための物流や広域観光を支える路線など、国土の骨格を担う道路は、国が主体的に整備・管理すべき領域

指定区間編入（国直轄化）の積極的推進

- ✓ 指定区間編入によって、地方の管理負担の軽減、統一的で高水準な管理水準の確保、激甚災害時の迅速な対応、ネットワークの冗長性向上が期待できる

国と地方の合理的な役割分担へ

- ✓ 地方は、「群マネ」を活用して地域インフラの最適管理を担当
- ✓ 国は、国土の骨格道路を担い、人口減少・国土強靱化・老朽化に対応できる体制を確立すべき

生活インフラとして持続可能な制度設計を含めたあり方の議論が必要



課題（水道事業）

<公営企業による独立採算性の限界>

- 人口減少、施設の老朽化、災害の多発によるコストの増（試算では料金が現行の4倍程度の団体も）
- 見えないインフラにつき、住民の低い関心、料金値上げに対する抵抗感
- 広域化を中心的に実施する専門性を有する人材の不足

<全国一律の強靱化の必要性>

- 自治体により異なる耐震化率、施設更新

課題（生活排水処理事業）

<補助事業で整備した施設の有効活用>

- 人口減少により、施設の集約化や分散化が必要
(参考：県における取組)
 - 処理場の集約化を実施（最大443処理場→現況361処理場→目標269処理場）
 - 集合処理から個別処理への見直し（11市町村で予定）

国への提案

- ✓ 基礎インフラとして持続可能となるよう基本的制度設計の見直し（国における公費負担の検討）が必要
- ✓ 施設強靱化に要する費用の公費負担の拡大等国の積極的関与が必要

国への提案

- ✓ 財産処分手続きの簡略化が必要
- ✓ 廃止施設の有償使用や用地処分に伴う国費返還の免除が必要



第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。